

事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表六(十四)

平二十・四・一以後開始事業年度分

御注意

平成20年4月1日前に開始した事業年度については、平成20年改正前の法人税法施行規則別表六(十二)(旧別表六(十二))を御使用ください。

措法第42条の7第1項各号の該当号		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事業種目		2						
資産区分	種類	3						
	設備の名称	4						
取得価額	取得年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引改定取得価額 (7)-(8)又は((7)-(8))× $\frac{35}{100}$	9						
法人税額の特別控除額の計算に係るもの	当期の所得に対する法人税の額 (別表一「2」、別表一「7」又は別表一「2」)	10						
		当期税額基準額 $10 \times \frac{20}{100}$	11					
	取得に係るもの	取得価額の合計額 (9)の合計	12					
		税額控除限度額 $12 \times \frac{7}{100}$	13					
		当期分の特別控除額 (11)と(13)のうち少ない金額	14					
	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (11)-(14)	15					
		繰越税額控除限度超過額 (13)の計	16					
		同上のうち当期控除額 (15)と(16)のうち少ない金額	17					
	教育訓練費に係るもの	労務費の額	18					
		教育訓練費の額	19					
		教育訓練費割合 $\frac{19}{18}$	20					
	教育訓練費に係るもの	教育訓練費に係る税額控除の額 0.25% ≤ (20)の場合 0.15% ≤ (20) < 0.25%の場合 (20 - 0.15%) × 40 + $\frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	21	0.12				
			22					
		教育訓練費に係る税額控除限度額 (19) × (21) 又は (19) × (22)	23		円			
		差引当期税額基準残額 (11) - (14) - (17)	24					
		当期分の特別控除額 (23)と(24)のうち少ない金額	25					
	法人税額の特別控除額 (14) + (17) + (25)	26						
機械設備等の概要								

## 別表六(十四)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する特定中小企業者等が措置法第42条の7第2項、第3項若しくは第5項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）又は平成20年改正前の措置法（以下「平成20年旧措置法」といいます。）第42条の7第2項若しくは第3項（事業基盤強化設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

  - (1) 事業基盤強化設備を事業の用に供した事業年度(供用年度)
  - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「措法第42条の7第1項各号の該当号1」の空欄には、その事業基盤強化設備の該当号を記載します。

なお、平成20年旧措置法第42条の7第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合は、欄の上段に「(旧法)」と記載してください。
- 3 「種類3」及び「設備の名称4」には、事業基盤強化設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- 4 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 5 「差引改定取得価額9」は、次の場合に次により記載します。
  - (1) 大規模法人が措置法第42条の7第1項第4号に定める資産を取得若しくは製作をする場合  
$$((7)-(8)) \times \frac{35}{100}$$
相当額
  - (2) 上記(1)以外の場合 ((7)-(8))相当額
- 6 「前期繰越分15~17」の各欄は、前期以前において生じた事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第42条の7第3項又は平成20年旧措置法第42条の7第3項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。
- 7 「前期繰越額又は当期税額控除限度額27(若しくは30又は33)」の「計」までの各欄は、前事業年度分のこの明細書の「翌期繰越額29(若しくは32又は35)」の金額のうち、当期首前1年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のものを移記します。
- 8 「当期控除額等28(若しくは31又は34)」の各欄の外書には、措置法令第27条の7第12項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合、「翌期繰越額29(若しくは32又は35)」の各欄の記載に当たっては、「28」若しくは「31」又は「34」の本書に当該控除未済超過額を含めたところで計算します。
- 9 「当期控除額等31(又は34)」の各欄の外書には、平成19年改正前の措置法令第27条の7第17項（繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合（8の場合を除きます。）に、別表六(十五)の「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」の金額を記載します。この場合、「翌期繰越額32(又は35)」の各欄の記載に当たっては、「31」又は「34」の本書に当該金額を含めたところで計算します。
- 10 「機械設備等の概要」には、法人が措置法第42条の7第1項又は平成20年旧措置法第42条の7第1項に規定する特定中小企業者等に該当すること及びその機械設備等が事業基盤強化設備に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。